

◎佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会委員委嘱式

日 時：平成23年7月15日(金)

午前11時

場 所：佐久市役所 議会棟

1階 第4委員会室

1. 佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会委員委嘱書交付
2. 市長あいさつ

◎佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会次第

1. 開 会
2. 正副委員長選出
3. 正副委員長あいさつ
4. 報告事項
 - (1) 平成21年度・平成22年度融資あっせん状況について
 - (2) その他
5. 閉 会

○佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例
平成17年4月1日条例第130号
佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の振興を図るため、長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び金融機関の協力を得て、必要な資金を予算の範囲内であっせんすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「資金」とは、次に定める資金の総称をいう。

(1) 設備資金 生産又は営業設備(土地又は建物を含む。)の取得、増設、改良等を行うための資金

(2) 運転資金 原材料、商品等の仕入れ及び賃金その他の経費の支払い等を行うための資金
(貸付対象)

第3条 資金のあっせんを受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に工場又は店舗を有する中小企業者等で、資金を借り受けることにより企業の発展が期待できる者

(2) 貸付金の返還が確実と認められる者

(預託)

第4条 市長は、毎年予算の範囲内で一定の金額を金融機関に預託する。

2 前項の預託金額は、別に契約で定める。

(協定)

第5条 市長は、この条例の実施に当たり必要な事項を保証協会及び協力する金融機関と協定することができる。

(保証)

第6条 貸付金は、保証協会の保証を付するものとする。

(取扱金融機関)

第7条 資金を取り扱う金融機関については、市長が別に定める。

(審査委員会)

第8条 市長は、資金の適正な運用を図るため、諮問機関として、佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例（昭和39年佐久市条例第28号）、臼田町商工業振興条例（昭和49年臼田町条例第2号）、浅科村商工業振興条例（平成12年浅科村条例第48号）又は望月町商工業振興条例（昭和58年望月町条例第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会規則
平成17年4月1日規則第119号
佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例（平成17年佐久市条例第130号）第8条に規定する佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員24人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 長野県信用保証協会の職員

(2) 佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例施行規則（平成17年佐久市規則第118号）第2条第5号に掲げる金融機関の長

(3) 識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長の要請により必要に応じて開催する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、第2条第3号に掲げる者を除き、やむを得ない理由があるときは、委員長の許可を得て、代理人を会議に出席させることができる。

5 会議の内容は、特別の理由がある場合を除いて一般に公表しない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 関係職員は、委員長の同意を得て委員会に出席し、発言することができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、関係職員のうちから市長の同意を得て委員長が任命する。

2 幹事は、委員会の事務を所掌する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

◇信受資格	資金名	融資対象	資金使途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保、保証人	保証料
<p>1. 市内に工場または店舗を有する中小企業者等で、原則として1年以上継続して事業を営んでいる方。</p> <p>2. 独立開業資金の対象者は開業後1年未満でも資格を有します。ただし、商工会議所・商工会の経営指導員による6ヶ月以上の経営指導を受けます。</p> <p>3. 医薬、歯科医薬、農林漁業、金融業代理仲介業、遊興娯楽業、各種学校、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。</p> <p>4. 次に掲げる方については、融資の対象から除外されます。</p> <p>(6) 許可等を要する業種についてこれらを受けないで営業している方</p> <p>(2) 信用保証協会が代位弁済中の方</p> <p>(3) 経営継続の見込みのない方</p> <p>(4) 制度融資を不正に使用したことがある方</p>	一般事業分	中小企業者等	設備資金	2,000万円以内	年2.2%	7年以内 (車両5年、用地建物13年以内)	1年以内据置き分割返済 6ヵ月以内据置き分割返済、但し一括返済は貸付期間1年以内	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	保証料率 0.5%~2.2% 補助率 佐久市 4/5 (1.76%以下) 自己負担 1/5 (0.44%以下) ※セーフティ保証を利用する場合は、自己負担はありません
	運転資金	1,000万円以内	5年以内						
	特別事業分	公共工事に伴い工場店舗等の新築、改築、移転等を要する中小企業者	設備資金	2,000万円以内	年2.1%	10年以内	1年以内据置き分割返済		
	機械類設備事業分	製造業者が原則として都市計画法第8条で定める用途地域における、工業地域、準工業地域、工業専用地域内に設備する機械及び生産に供する工場等に資金を要するものとする。但し、中古機械及び土地取得については除く。	設備資金	2,000万円以内	年2.2%	7年以内 (建物13年以内)	1年以内据置き分割返済		
	店舗等設備事業分	卸売業・小売業・飲食業及びサービス業者で都市計画法第8条で定める用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に設備する店舗等の新・改築に資金を必要とする中小企業者	設備資金	2,000万円以内	年2.1% (利子補給あり3年間)	10年以内	1年以内据置き分割返済		
	経営安定対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 1) 信用保険法第2条第4項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 2) 経理状況が明確であり、最近3ヵ月の売上げが前年同期比で5%以上減少している方 3) 2)に該当し、当市制度資金を借り換える方で返済が1年以上経過し、原則として延滞がない方		2,000万円以内	年2.0%	7年以内	1年以内据置き分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
	特別経営安定対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 1) 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 2) 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする方		2,000万円以内	年1.8%				
	緊急震災対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 (1) 東日本大震災等の影響により、緊急に事業資金を必要とする次のいずれかに該当する者 ア 信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの イ 経理状況が明確であり、直近3ヵ月間の売上げが前年同期で5%以上減少している者 (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第28条第1項第2号の規定による認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの	運転資金	1,000万円以内	年1.5% (利子補給あり2年間)	7年以内	貸付対象者(1)にあつては1年以内、(2)にあつては2年以内の据置の分割返済		
	緊急雇用対策分	中小企業者であって、雇用対策補助金の交付決定を受けた方		1,000万円以内	年1.8%	7年以内	1年以内据置き分割返済		
	原油・原材料高対策分	中小企業者であって、原油・原材料の仕入れ価格の上昇に伴い、事業活動に著しい支障を生じている方で、次のいずれも満たす方 1) 直近3ヵ月の原油又は石油製品もしくは原材料の仕入れ価格が、直近の決算又は、過去3年のいずれかの同期に比べて(10%以上)増加していること。 2) 直近3ヵ月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が、直近の決算または過去3年いずれかの同期に比べて増加していること。		1,000万円以内	年1.8% (利子補給あり3年間)				
	小規模企業振興資金	小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が8,000万円を超えない方で、かつ、信用保証協会の無担保無保証人保証の債務の総額が1,250万円を超えない方。	設備資金 運転資金	小規模企業者につき合わせて1,250万円以内	年1.9%	5年以内	1年以内据置の分割返済 6ヵ月以内据置き分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
	独立開業資金	1) 市内で開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の事業所において継続して5年以上勤務し経験・実績を有する方。 2) 都市計画法第8条で定める商業地域、近隣商業地域の空き店舗を利用して卸売業・サービス業等を開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の同一事業所において継続して3年以上の経験・実績を有する方。 ◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること。	設備資金 運転資金	合わせて500万円以内	年2.1%	7年以内 5年以内	1年以内据置の分割返済 6ヵ月以内据置き分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
	新分野開発資金	適切な事業計画に基づき、事業転換・新分野進出など経営の多角化を図ろうとする方。 ◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること。	設備資金 運転資金	2,000万円以内 500万円以内	年2.0%	7年以内 5年以内	1年以内据置の分割返済 6ヵ月以内据置き分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
	中小企業公害防止設備資金	中小企業者等であって、事業活動に伴って発生し、また発生するおそれのある水質の汚濁、大気汚染、騒音、振動もしくは、悪臭を防止し、又は除去するため、設備を設置し、又は工場を移転する方	設備資金	1,000万円以内	年2.1%	7年以内	1年以内据置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
	商店街空き店舗対策資金	中小企業者等であって、市内の商店街、商工会議所、商工会等の承認を得て、佐久市商店街空き店舗情報等の市が管理する空き店舗に関する情報に登録されている店舗を利用して事業所等を新設し、又は移転する資金を必要とする方	設備資金 運転資金	2,000万円以内 1,000万円以内	年1.8% (利子補給あり3年間)	10年以内 7年以内	1年以内据置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	

※利子補給制度については、お問い合わせください

※資金借入後に、工場及び店舗を市外に移転したり閉鎖等する場合は、市制度資金は全額償還となりますので、お早めにご相談ください。